

## 平成31年度函館市中央図書館雑誌スポンサー制度募集要領

### 1 雑誌スポンサー募集の目的

函館市中央図書館（以下「中央図書館」という。）で収集する資料の充実・確保による図書館サービスの向上と、地域による図書館サポートの仕組みづくりを目的に、雑誌スポンサーを募集します。

### 2 スポンサー制度の内容

雑誌スポンサー（以下「スポンサー」という。）の方に購入代金をご負担いただき、雑誌を中央図書館に提供いただくことにより、雑誌最新号のカバー表面にスポンサー名を、裏面に広告を掲載することができる制度です。なお、雑誌の発注は中央図書館が行います。

### 3 スポンサーの対象

企業、個人の事業者、公共的団体またはこれに類する者、その他生涯学習部長が適当と認める者を対象とし、個人は対象としません。

また、次の各号のいずれかに該当する業種または事業者に係る方は対象としません。スポンサー期間中に置いてこれらに該当するに至った場合も同様とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律に規定する「風俗営業」およびそれに類似する業種
- (2) 消費者金融にかかるもの
- (3) たばこ製造業
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 訪問販売などに関する法律に規定する「通信販売」、「訪問販売」にかかるもの  
(特定商取引第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。)
- (6) 利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善のなされていないもの
- (8) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (9) その他、生涯学習部長がスポンサーをすることが適当でないとするもの

### 4 雑誌の選定

スポンサーの希望者は、中央図書館が作成した雑誌リスト（別紙）の中から、最大10誌まで選定して申し込むことができます。リスト以外の雑誌を選定することはできません。

同一雑誌に複数の応募があった場合は、受付先着順とし、郵送による同時受け取りの場合等は抽選とします。また、雑誌の排架位置は中央図書館が決定します。

### 5 広告等の方法

スポンサーの方は、雑誌を提供いただく期間、雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を、カバー裏面に広告を掲載できます。

裏面広告は、3カ月ごとに変更することができます。

## 6 広告等の規格および位置

### (1) スポンサー名の表示

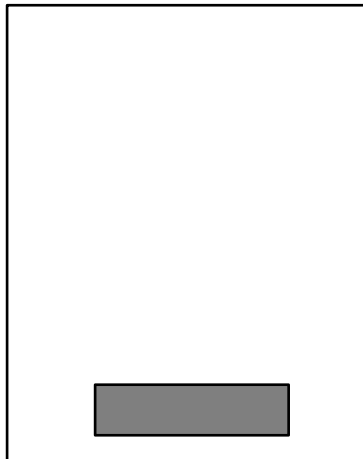
- ア 規格 縦 5cm・横 15cm 以内 地色は白色 文字は黒色 ロゴマークも可能
- イ 貼付位置 カバー表面 カバーの底辺から 4cm 上部の中央

### (2) 広告の掲示

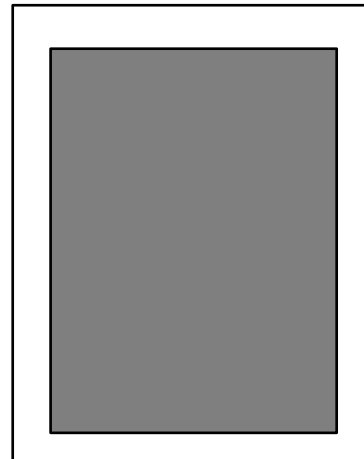
- ア 規格 スポンサー雑誌の大きさにより、A 4 判もしくは B 5 判
- イ 貼付位置 カバー裏面 (両面可)

### (3) イメージ図

<雑誌カバー表面>



<雑誌カバー裏面>



## 7 広告の内容および掲載しない広告の基準

広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、必要に応じて、スポンサーと中央図書館が協議するものとします。

なお、次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は掲載しません。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 選挙に関するもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 意見広告
- (7) 個人または法人の名刺広告
- (8) 景観および風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念のまたは危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 不当景品類及び不当表示防止法第 4 条各号に規定する表示に該当すると認められるもの
- (11) 氏名、写真、談話、肖像、商標などを無断で使用または著作権等を侵害するおそれのあるもの
- (12) 人権を侵害し、または差別を助長するおそれがあるもの
- (13) 青少年の保護または健全な育成に悪影響をおよぼすと考えられるもの
- (14) 特定の業者に不利益を与えるもの
- (15) 投機、射幸心を著しくあおるもの
- (16) 責任の所在および内容が不明確なもの
- (17) 名誉棄損、プライバシーの侵害等のおそれがあるもの
- (18) 非科学的または迷信に類するもので、利用者をまよわせたり不安を与えるおそれのあるもの

- (19) デザインおよび色彩が著しくけばけばしいなど、紙面およびホームページとの調和を損なうと認められるもの
- (20) デザインがけばけばしいなど、公衆に不快の念をいだかせる恐れのある屋外広告

## 8 スポンサーおよび広告掲載の期間

スポンサー期間：2019年4月1日 ～ 2020年3月31日

広告掲載期間：2019年4月 発売号 ～ 2020年3月 発売号

## 9 申し込み方法

雑誌スポンサー申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、お申込み下さい。

- (1) 申込書に押印（法人・団体の場合は代表印）し、下記の書類を添付して中央図書館へ直接ご持参頂くか、郵送ください。なお、書類の返却はいたしませんので、ご了承願います。
- (2) 申込書に添付する書類
- ・広告の見本（図案）
  - ・会社概要等（業種や営業活動がわかるもの）

## 10 募集期間

2019年2月1日～2019年2月28日

## 11 スポンサーおよび広告内容の審査

お申込みいただいた際は、広告の内容を含め、この募集要項や別に定める「函館市中央図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」に照らし、審査を行います。

## 12 決定通知等

スポンサーに決定した際は、雑誌スポンサー決定通知書（第2号様式）により申込者に通知し、速やかに覚書（第3号様式）を締結します。

また、スポンサーに決定できない場合も文書にて通知します。

## 13 雑誌購入代金のお支払い

- (1) ご提供いただく雑誌代金は、中央図書館指定の納入業者に、直接お支払いください。
- (2) 代金のお支払いは、スポンサー期間分の見込額の一括先払いとし、価格に変動があった場合は、年度末の清算となります。
- (3) 代金の支払いは、納入業者が定める方法によるものとし、振込手数料など代金のお支払いに必要な経費はスポンサーの負担とします。
- (4) スポンサー期間中の途中解約はできません。
- (5) ご提供いただく雑誌が休刊等となったときは、中央図書館と協議のうえ、別の雑誌をご提供いただきます。

## 【お申込み・お問い合わせ】

函館市中央図書館 雑誌スポンサー係 〒040-0001 函館市五稜郭町26番1号

電話 0138-35-5500 FAX 0138-35-5525